令和3年度福岡大学法科大学院ロールーム科目について

	子どもの権利 知名　健太郎定信　弁護士 2年次：前期	民事執行・保全の実務 瀧本　直　弁護士 2年次：後期
（１）シラバス	別添	別添
（２）授業時間帯 及び授業日	水曜日：５限 16：20～17：50	水曜日：５限 16：20～17：50
	①　4月7日 ②　4月14日 ③　4月21日 ④　4月28日 ⑤　5月12日 ⑥　5月19日 ⑦　5月26日 ⑧　6月2日 ⑨　6月9日 ⑩　6月16日 ⑪　6月23日 ⑫　6月30日 ⑬　7月7日 ⑭　7月14日 ⑮　7月21日	①　9月8日 ②　9月15日 ③　9月22日 ④　9月29日 ⑤　10月6日 ⑥　10月13日 ⑦　10月20日 ⑧　10月27日 ⑨　11月10日 ⑩　11月17日 ⑪　11月24日 ⑫　12月1日 ⑬　12月8日 ⑭　12月15日 ⑮　12月22日
（３）定期試験日程	定期試験は実施しません。	期間：令和4年1月12日～22日
（４）履修登録日	令和3年3月22日	令和3年3月22日

子どもの権利

2021-P000004124-01

知名　健太郎定信

期別: 前期　単位数: 2　開講年次: 2

◎－－－　授業の概要　－－－◎

　非行等の少年事件、いじめ・体罰などの学校における諸問題、虐待・ひきこもりなど家庭における問題などの現状を把握したうえで、子どもの問題についての共通した考え方を身につける。そのうえで、子どもの権利という視点から法律家等子どもにかかわる者の果たすべき役割について、考え、理解を深める。

◎－－－　到達目標　－－－◎

１．少年非行に関して、少年法の理念、少年事件の背景、少年審判手続及びその後の処遇について、体系的に理解したうえで、少年の権利を擁護しつつ、更生を図るための弁護士付添人が実施すべき付添人活動を学ぶ。
２．子どもの権利に関する学校における諸問題、家庭における諸問題等について、子どもの権利の視点から考える能力を身につける。
３．子どもの権利条約を踏まえて、子どもの権利を現実の場面にどう反映させるべきかを、理解する。

◎－－－　成績評価基準および方法　－－－◎

評価基準は、到達目標の達成による。定期試験は行わず、授業での発言状況、レポートの内容を評価対象とする。
おおよその基準としては授業での発言（頻度、内容）を５０パーセント、レポート等提出物を５０パーセントの割合で評価する。

◎－－－　テキストおよび参考文献　－－－◎

【参考文献】必ず購入する必要があるものではありません。
①少年法講義（武内謙治著・日本評論社）
②少年法実務講義案（三訂補訂版）（司法協会）
③非行少年のためにつながろう！少年事件における連携を考える（岡田行雄編著・現代人文社）
④少年事件付添人マニュアル（福岡県弁護士会子どもの権利委員会・日本評論社）

◎－－－　履修上の留意点、準備学習（事前・事後学習）　－－－◎

子どもの問題がその根底ではつながりがあることなどを意識できるようになってください。
基本的に予習は必要ありません（必要がある場合は、事前に告知します。）。
講義後により、深く学びたい場合には、参考文献などを参照してください。

◎－－－　授業計画および内容等　－－－◎

第1回　　「子どもの権利」の概要～成人と少年の違いとは

　なぜ「子どもの権利」という概念が重要なのか。
子どもには、どのような特色があり、成人とは異なる部分があるのか
第2回　　少年審判概説・付添人活動(1)
　子どもが非行を起こした場合に行われる「少年審判」について学びます。
　また、「少年審判」において、弁護士等の付添人がどのような立場で、どのような活動を行うのかを具体的な事例をもとに説明します。
第3回　　付添人活動(2)
　非行事実に争いがある事例を前提にしつつ、否認事件における付添人活動について、具体的事例をもとに説明します。
検察官送致となったあとの少年の裁判員裁判について学びます。
第4回　少年の処遇(1)～少年院での処遇
　少年審判の結果、保護処分となった場合のうち、少年院送致となった場合の処遇を学びます。
第5回　　少年の処遇(2)
　少年審判の結果、保護処分となった場合のうち、保護観察となった場合（審判での保護観察、少年院出院後の保護観察）の処遇・サポートについて学びます。
第6回　　少年への支援(1)～就労支援～
　少年を更生されるための就労支援、居住支援について勉強します。
第7回　　少年への支援(2)～民間団体～
　少年の更生を支えるための民間団体の活動を少年を支える環境の調整や少年の保護者への支援について、説明します。
第8回　　少年法(1)
　少年審判の動向、少年審判の対象、手続きの関与者、少年審判の流れなどについて、学びます。
第9回　　少年法(2)
　捜査段階における少年被疑者の取り扱い、家庭裁判所送致後の少年の身体拘束手続き、審判手続き、審判の種別、不服申立手続、検察官送致された少年被告人の刑事手続きなどを学びます。
第10回　　児童相談所の活動
　児童相談所職員の講演（予定）を通じて、児童虐待に対する諸機関の活動内容や相互連携について学びます。
第11回　　児童養護施設
　児童養護施設、里親制度などの現状と、そこで生活する子どもたちへの支援について学びます。
第12回　　引きこもりへの対応
　引きこもりの現状、原因とそれに対する支援、非行と引きこもりの関係などについて考えます。
第13回　　学校問題　　不登校、体罰、いじめの問題やフリースクールについて考えます。
学校での諸問題と子どもの権利の結びつきについて学びます。
第14回　　子どもの権利条約
　子どもの権利条約の理念、一般原則、重要な条項について、学びます。
また、我が国における子どもの権利の状況が条約に沿ったものであるかを検討します。
第15回　　ディスカッション
　これまでの講義を踏まえて、ディスカッションを行います、

◎－－－　備考欄　－－－◎

授業のうち、３～５回程度、実際の実務に携わっている外部団体の方に来ていただき、現場の具体的な話を聞く予定です。外部の方との日程調整の関係で、授業の順番等変更がある場合があります。
状況が許せば、少年院等の施設の見学を行います。

民事執行・保全の実務

2021-P000004118-01

瀧本　直

期別: 後期　単位数: 2　開講年次: 2

◎－－－　授業の概要　－－－◎

　権利判定手続である民事訴訟と権利実現手続である民事執行および将来の民事執行の準備である民事保全手続の関係の理解を深める。
　そのため，民事訴訟や基本的な要件事実および担保法についても講義で取りあげる。
　また，民事執行と破産手続とは緊密な関係があるので，破産法の基本的事項も講義でとりあげる。

◎－－－　到達目標　－－－◎

　実務的な具体例，最高裁判所判例の事例の検討を通じて，民事執行・民事保全の基本的内容および実務的な問題点を理解する。

◎－－－　成績評価基準および方法　－－－◎

（基準）民事執行および民事保全の基本的事項および実務的な問題点の
　　理解度並びに講義で取り上げる最高裁判所判例の理解度に基づい
　　て評価する。
（方法）定期試験（70%）および講義における発言，質疑応答等の平
　　常点（30%）で評価する。

◎－－－　テキストおよび参考文献　－－－◎

教科書：上原敏夫・長谷部由紀子・山本和彦『民事執行・保全法
　　第6版』（有斐閣・有斐閣アルマ，2020年3月，
　　定価2,310円，ISBN978-4-641-22153-6）
参考書：上原敏夫・長谷部由紀子・山本和彦編『民事執行・保全
　　判例百選　第2版』（有斐閣・別冊ジュリスト208，
　　2012年3月，定価2,376円，ISBN978-4-641-11508-8）
レジュメは講義の１週間前に配布し，判例資料等は必要に応じて配布する。

◎－－－　履修上の留意点、準備学習（事前・事後学習）　－－－◎

　この科目を履修するにあたっては，民事訴訟手続(判決手続）および担保物権法を履修しておくことが望ましい。
　各授業のレジュメにおいて設問を設け，授業前に同設問を検討しておくこと（事前学習に１時間程度）。
　毎週授業後には，授業で取り上げた最高裁判所判例を復習すること（事後学習に１時間程度）。

◎－－－　授業計画および内容等　－－－◎

第１回　民事執行法総論
　　民事訴訟と民事執行との関係
　　民事執行の意義，機能，種類
　　金銭執行の概要，非金銭執行の
　　概要

第２回　民事保全法総論
　　民事訴訟と民事保全との関係
　　民事訴訟の訴訟物と民事保全の
　　保全物との関係
　　民事保全の種類，特質・保全命
　　令の発令と保全執行の概要

第３回　強制執行の要件と手続－その１
　　執行機関の意義・種類
　　執行当事者の意義・能力等
　　債務名義の意義・種類および
　　執行文の意義・種類

第４回　強制執行の要件と手続－その２
　　強制執行の対象財産とそれに
　　応じた強制執行手続・強制執行
　　の開始要件
　　強制執行の障害事由－破産手続
　　・民事再生手続・会社更生手続
　　との関係

第５回　違法執行・不当執行
　　違法執行と不当執行の概念
　　執行異議と執行抗告の意義・内容
　　請求異議訴訟と第三者異議訴訟の
　　概念・内容

第６回　金銭執行－その１
　　金銭執行の対象財産の特定・選択
　　およびそれに応じた執行手続
　　財産開示手続の意義・要件・効果
　　不動産に対する強制執行

第７回　金銭執行－その２
　　強制管理の意義・要件。・効果
　　船舶等の準不動産に対する
　　強制執行
　　動産に対する強制執行

第８回　金銭執行－その３
　　債権およびその他の財産権に
　　対する強制執行
　　動産引渡請求権の差押え・執行

第９回　担保権の実行－その１
　　担保権の実行と強制執行との関係
　　担保不動産競売

第１０回　担保権の実行－その２
　　担保不動産収益執行
　　抵当権に基づく物上代位に関する
　　最高裁判所判例の検討

第１１回　配当手続等
　　担保権と公租公課の関係
　　・配当手続・弁済金交付手続
　　配当異議訴訟の意義・要件・手続

第１２回　非金銭執行
　　直接強制・代替執行
　　・間接強制の関係
　　作為・不作為請求権の執行
　　意思表示請求権の執行

第１３回　執行妨害とその対策・令和元年改正法
　　民事執行法上の保全処分の概要
　　抵当権に基づく妨害排除請求に
　　関する最高裁判所判例の検討
　　令和元年改正法の骨子

第１４回　民事保全－仮差押
　　仮差押命令手続
　　仮差押命令の執行手続

第１５回　民事保全－仮処分
　　仮処分手続
　　仮処分命令の執行手続
　　保全命令に対する不服申立て

令和３年度 九州大学法科大学院

県内４法科大学院連携科目（ﾛｰﾙｰﾑ科目）について

		倒産法実務	ジェンダーと法
		舞田 靖子 弁護士 佐田 洋平 弁護士	柏熊 志薫 弁護士
		前期： 2・3年次（2単位） 水曜：5限(16:40～18:10)	前期：2・3年次（2単位） 金曜：4限(14:50～16:20)
授業日	1	4月14日（水）	4月9日（金）
	2	4月21日（水）	4月16日（金）
	3	4月28日（水）	4月23日（金）
	4	5月12日（水）	4月30日（金）
	5	5月19日（水）	5月7日（金）
	6	5月26日（水）	5月14日（金）
	7	6月2日（水）	5月21日（金）
	8	6月9日（水）	5月28日（金）
	9	6月16日（水）	6月4日（金）
	10	6月23日（水）	6月11日（金）
	11	6月30日（水）	6月18日（金）
	12	7月7日（水）	6月25日（金）
	13	7月14日（水）	7月2日（金）
	14	7月21日（水）	7月9日（金）
	15	7月28日（水）	7月16日（金）

授業科目名	倒産法実務 Insolvency Law and Practice
授業科目群	展開・先端科目
標準学年	2・3年次
必修・選択の区別	選択
開講学期	前期
開講曜日・時限	水曜日・5時限
単位数	2単位
担当教員名	舞田靖子・佐田洋平（ Maita Yasuko ， Sata Yohei ）
授業の目的	倒産処理の実務を学ぶことにより、倒産法の理解を深める。
履修条件	基礎民法及び基礎民事訴訟法の既履修者が望ましい。 倒産法の基礎について学習済みである方が望ましい。
到達目標	カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。
授業の概要	上記授業目的及び下記授業計画に沿った授業を行う。
	This course examines Bankruptcy Act and Civil Rehabilitation Act.
授業計画	第1回 倒産手続の概要 破産手続(1):倒産手続の概要、破産手続の申立て（佐田） 第2回 破産手続(2):破産手続開始決定前後の実務処理（佐田） 第3回 破産手続(3):債権調査・財団債権の確定等（佐田） 第4回 破産手続(4):破産財団の管理・換価等その1〔破産財団の意味、管理・換価総論、放棄等〕（佐田） 第5回 破産手続(5):破産財団の管理・換価等その2〔債権（相殺）、手形、有価証券等〕（佐田） 第6回 破産手続(6):破産財団の管理・換価等その3〔不動産（別除権）、動産、賃貸借の処理等〕（佐田） 第7回 破産手続(7):破産財団の管理・換価等その4〔否認〕、労働関係の処理（佐田） 第8回 破産手続(8):債権者集会〔財産状況報告、債権認否等）（佐田） 第9回 破産手続(9):財団債権の弁済・配当・終結（佐田） 第10回 破産手続(10):自然人の破産手続〔同時廃止、自由財産、免責手続等〕（佐田） 第11回 民事再生手続(1):民事再生手続の概要、手続開始と利害関係人（舞田） 第12回 民事再生手続(2):再生債権等、財産関係の整理（舞田） 第13回 民事再生手続(3):再生債務者財産の変動と管理（舞田） 第14回 民事再生手続(4):再生計画、再生手続の終了（舞田） 第15回 民事再生手続(5):個人再生手続（舞田）
授業の進め方	講師が作成するレジュメに沿って、倒産手続の実務的な処理に倒産法の理論をリンクさせた授業を行う。主に講義形式であるが、状況に応じて討論形式を活用することもある。
教科書及び参考図書等	基本的教科書・・・「破産法・民事再生法」第4版（伊藤眞） 参考図書・・・「倒産判例百選」第6版（必ずしも購入の必要はない。）
試験・成績評価等	教室での期末試験又はそれに代わる方法（70%）と平素の授業への参加態度（30%）の総合評価によって判断する。
事前学習	第2回以降は教科書の範囲を事前に示すので、該当箇所を一読することが望ましい。

課題レポート等	教室での期末試験を行う場合は、レポート等の提出は求めない。
オフィスアワー	メール等により随時質問を受ける。必要に応じてZoomを活用する。
その他	Zoomによる遠隔授業（ミーティングID等は、メールで毎回通知）

授業科目名	ジェンダーと法 Gender Equality and Law
授業科目群	展開・先端科目
標準学年	2・3年次
必修・選択の区別	選択
開講学期	前期
開講曜日・時限	金曜日・4時限
単位数	2単位
担当教員名	柏熊志薫 (Kashikuma　Shinobu　)
授業の目的	ジェンダーとは、社会的・文化的に作り上げられた性差ないし性別をいいます。私たちは固定観念や偏見（バイアス）にとらわれ、この性差を無意識無批判に受容していることが少なくありません。 憲法では男女平等が謳われていますが、法学や司法の分野において平等な中立性を実現できているのでしょうか。残念ながら、判例・学説や法曹実務家の意識の中にもジェンダーバイアスが存在します。ジェンダーにより差別を受けた者が司法的救済を受けようとしても、法曹実務家がジェンダーバイアスを克服しなければ二次的被害を受けて救済を受けられないおそれがあります。これでは、司法が本来機能して実現されるはずの法の正義が実現できません 講義では、まず、社会及び司法におけるジェンダーバイアスの存在を認識し、これを法律実務の場に持ち込むことの危険性についての理解を深めていきます。そして、学生が学ぶ法律、法解釈と経験している日常生活から、ジェンダーバイアスの存在を認識できる視点を養成し、ジェンダーバイアスにとらわれない法曹養成を目指します。
履修条件	
到達目標	カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。
授業の概要	法曹が日常業務の中で接する生の事実、法的手続、法制度、法解釈を題材として、 ⑴ジェンダーの視点でどのような問題があるか ⑵問題解決のために、従来の法制度や法解釈の枠組みをどのように再構築すべきか を中心として、法曹の「常識」の中にあるジェンダーバイアスの認識と解消を目指します。
	This course examines gender bias among laws and practical cases.
授業計画	第1回　イントロダクション ・講義の進め方 ・ジェンダーチェック ・ジェンダー法学の基礎知識 ・日本の現状（国際社会の動向を踏まえて） 第2回 「法の下の平等」は本当か？ ・日本国憲法の平等原則 ・性差別の違憲審査基準 ・法制度上の諸問題（総論） 第3回　労働分野におけるジェンダーバイアス（1）雇用における差別 ・男女雇用機会均等法 ・男女同一賃金、間接差別 ・多様な働き方 第4回　労働分野におけるジェンダーバイアス（2） ・ワーク・ライフ・バランス ・アンペイドワーク 第5回　セクシュアル・ハラスメント ・背景と現状 ・日本における法理論の展開（福岡セクハラ訴訟ほか） ・キャンパス・セクハラとアカデミック・ハラスメント

	第6回　性の多様性（LGBTQ／SOGI） ・基礎知識 ・司法の課題（同性カップル、親子関係等） 第7回　家族法分野におけるジェンダーバイアス ・家族のあり方の多様化 ・夫婦の氏の問題 ・離婚における諸問題とジェンダー 第8回　リプロダクティブ・ヘルス／ライツ ・社会現象としての非婚・少子化を考える。 ・リプロダクティブヘルス／ライツの現状と課題 「産む権利」「産まない権利」「子を持つ権利」 第9回　親密圏における暴力（DV・ストーカー規制法） ・DVの現状と構造（発生のメカニズム） ・DV被害者を保護する法制度（DV防止法） ・デートDV ・ストーカー規制法 第10回　性暴力 ・性暴力の現状とジェンダーバイアス ・刑法改正に関する議論 ・最近の裁判例検討 ・性的自己決定権（セックスワーク、子どもの性の問題） 第11回　福祉・社会保障・税の分野におけるジェンダー ・「女性の貧困化」の問題 ・社会保障及び税金年金とジェンダー 第12回　政治及び指導的地位への参画におけるジェンダー ・政治参画および政策・方針決定過程における女性の参画 ・指導的地位における女性の比率の現状と課題 第13回　事例検討・レポート作成 第14回　事例検討・討論 第15回　まとめ（法曹としての心構え） ・各法分野の「司法におけるジェンダーバイアス」の振り返り。 ・法曹としての心構えを最終確認する。
授業の進め方	各回のテーマに関して、統計資料等を用いながら現状や法制度を俯瞰し、法的課題等の討論、関連する判例検討を行います。また、第13回の事例検討ではレポートを作成してもらいます。実務社会の中で実際に起きている出来事や事件を数多く取り入れるので、活発な議論を期待しています。
教科書及び参考図書等	教科書は指定しません。 参考図書として、「概説ジェンダーと法」（辻村みよ子著・信山社）、「ジェンダーと法１巻～４巻」（ジェンダー法学会編、日本加除出版）。その他、各テーマごとに参考資料や文献を随時紹介します。
試験・成績評価等	「ジェンダーと法」は本来、法曹が倫理的に身につけておくべき科目であり、個々の受講者ごとに、自らの中にいかなるジェンダーバイアスがあるかを認識し、授業を通じて、その解消を図ろうとする努力過程が中心となります。この過程には個人差が存在し、ある一時点での試験による評価になじみません。よって試験は実施しません。成績は、一定の水準の素養が身についたかを評価するため、授業中に実施するレポートの内容（30％）と、出席状況及びテーマに関する授業中の意見発表や質疑に対する応答など受講態度（70％）によって、総合的に判断します。
事前学習	次の授業内容を事前に告知するので、そのテーマについて自分はどんな考えを持っているか考えてきてください。また、判例検討においては、予習として事前に該当する裁判例を各自読み、問題点や疑問点をあらかじめ整理しておくと理解がさらに深まります。
課題レポート等	授業内で事例検討を行い、レポート作成を求めることを予定しています。
オフィスアワー	授業終了後、17：40まで（ZOOM）
その他	ZOOMによるオンライン授業。ミーティングID等はTKCに掲載。